

○総務省告示第四百十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項第六号の(5)の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第二百十号（超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルの電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月十七日

総務大臣 山本 早苗

別表第一号六デシベル低下点における通過帯域幅の項中「〇・二二kHz」を「〇・二〇kHz」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に指定を受けている型式の超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルのダ―については、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。